

II 一般事項

(文章編資料)

第1 生活保護制度の適正な実施について

1 面接時の適切な対応について

福祉事務所に生活の相談で来所した方への対応については、保護の実施要領等により示しており、また、生活保護法の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 104 号。以下「改正生活保護法」という。）により申請時の手続等を法律に規定したところである。これまで周知してきているとおり、保護の申請時において必ずしも申請書の記載事項のすべてが記入されている必要はなく、添付書類の提出を含めて、保護決定前に記入・提出がなされることで差し支えないこと、事情がある方には口頭申請が認められていることについては、従前からの運用を変更するものではない。

面接時の適切な対応としては、相談者の状況を把握した上で、他法他施策の活用等についての適切な助言とともに、生活保護制度の仕組みについて十分な説明を行い、保護申請の意思を確認し、意思が確認された者に対しては、速やかに保護申請書を交付するとともに申請手続の助言を行う必要がある。このため、保護の申請書類が整っていないことをもって申請を受け付けない等、法律上認められた保護の申請権を侵害しないことはもとより、侵害していると疑われるような行為も厳に慎むべきであることに留意願いたい。また、相談の際には、手持ち金及び預貯金の保有状況、家賃、水道・電気等のライフラインに係る滞納状況等、急迫状況をはじめとする生活状況の確認は的確に行われているか等に留意すること。加えて、生活困窮者に関する情報が福祉事務所の窓口につながるよう、生活保護制度の周知を図るとともに、民生委員及び各種相談員、生活困窮者自立相談支援事業、保健福祉関係部局、水道・電気等の事業者等との連絡・連携体制をとるよう留意すること。

そのほか、相談段階における扶養義務者の状況の確認について、扶養義務者と相談してからでないと申請を受け付けない、扶養が保護の要件であるかのごとく説明を行う、といったことがないよう徹底されたい。

さらに、従前より「生活保護法施行事務監査の実施について」（平成 12 年 10 月 25 日社援第 2393 号厚生省社会・援護局長通知）において、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号。以下「法」という。）第 23 条第 1 項に基づく生活保護法施行事務監査の実施要綱を定め、都道府県及び指定都市が監査を実施する際には、福祉事務所が要保護者に対

して①保護申請の意思を確認しているか、②申請の意思が表明された者に対しては、事前に関係書類の提出を求めることなく、申請書を交付しているか等を確認し、不適切な事例があった場合には是正改善指導を行うこととしている。

上記趣旨を踏まえ、面接相談時における適切な窓口対応が行われるよう、引き続き福祉事務所に対し必要な指導を行っていただきたい。

なお、過去に福祉事務所が使用する扶養照会書等に、扶養義務の履行が保護を受けるための要件であると誤認させるおそれのある表現がされている事案が判明したことを踏まえ、管内福祉事務所が使用している各種様式等について、不適切な表現がないか、
という観点で点検いただくよう改めてお願いします。

2 いわゆる「貧困ビジネス」への対応について

無料低額宿泊所や簡易宿所等であって、居室が著しく狭隘で設備が十分でない住宅であるにもかかわらず、住宅扶助特別基準による家賃額を悪用して不当な利益を得ているいわゆる「貧困ビジネス」が存在するものと考えられる。

これまで、無料低額宿泊所及び社会福祉各法に法的位置付けのない施設（以下「無料低額宿泊所等」という。）については、一部の施設において不適切な事案が見受けられたことを踏まえ、平成 21 年 10 月に発出した通知（平成 21 年 10 月 20 日社援保発 1020 第 1 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）等により、

- （1）訪問調査の徹底や劣悪な住環境にある場合などの転居支援
- （2）消防署が行う防火安全対策への協力
- （3）未届施設に関する関係部局との連携
- （4）生活保護費の本人への直接交付の徹底
- （5）無料低額宿泊所の収支状況の公開の徹底

について管内福祉事務所に周知するとともに、生活保護行政の適正な運用及び生活保護受給者に対する適切な支援の確保が図られるようお願いしているところである。

しかしながら、いわゆる「貧困ビジネス」は依然として後を絶たず、無料低額宿泊所等の適正運営の確保が強く求められることから、平成 27 年 4 月に「社会福祉法第 2 条第 3 項に規定する生計困難者のために無料又は低額な料金で宿泊所を利用させる事業を行う施設の設備及び運営について」（平成 15 年 7 月 31 日社援発第 0731008 号厚生労

働省社会・援護局長通知)を改正し、同年7月1日から施行しているところである。本通知の趣旨を踏まえ、適切な運営がなされていない無料低額宿泊所等については、都道府県等の所管部局と連携するとともに、生活保護受給者に対しても必要な助言指導を行うなど、適切な対応をお願いしたい。

3 住宅扶助基準見直しにかかる留意事項について

平成27年7月1日から施行されている住宅扶助基準の見直しについては、「生活保護法による保護の基準に基づき厚生労働大臣が別に定める住宅扶助(家賃・間代等)の限度額の設定について(通知)」(平成27年4月14日社援発0414第9号厚生労働省社会・援護局長通知。以下「局長通知」という。)及び「住宅扶助の認定にかかる留意事項について(通知)」(平成27年5月13日社援保発0513第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「留意事項通知」という。)を踏まえ、最低限度の生活の維持に支障が生じないよう、適切に運用するとともに、「居住の安定確保支援事業」も活用して、生活保護受給者の居住の安定や居住先の確保の支援に取り組んでいただくようお願いする。その際、留意事項通知で示しているとおり、福祉事務所において、当該世帯の意思や生活状況等を十分に確認し、必要に応じて局長通知に定める経過措置等の適用を検討するなど、住宅扶助(家賃・間代等)の趣旨も十分に踏まえ、引き続き適切な住宅扶助の認定に努められたい。

4 預貯金等の資産保有状況の適切な把握

平成27年4月より、生活保護受給者から少なくとも年に1回の資産申告を求め、福祉事務所が預貯金等の資産の状況を適切に把握するよう実施要領等の改正を行ったところである。この申告により、預貯金等を保有していることが発見された場合には、当該預貯金等が保護開始時に保有していたものではないこと、収入未申告等不正な手段により蓄えられたものではないことを確認し、当該預貯金等が既に支給された保護費のやり繰りによって生じたものと判断されるときは、当該預貯金等の使用目的を聴取すること。その使用目的が生活保護の趣旨目的に反しないと認められる場合には保有を容認することとしているが、一方、合理的な使用目的がない場合や保有の認められない物品の購入など使用目的が生活保護の趣旨目的に反すると認められる預貯金等を有している

場合には、生活保護受給者の生活状況等について確認し、必要に応じて生活の維持向上の観点から当該預貯金等の計画的な支出について助言指導を行うこと。保有の認められない物品の購入など使用目的が生活保護の趣旨目的に反すると認められる場合には、最低生活の維持のために活用すべき資産とみなさざるを得ない旨を生活保護受給者に説明した上で、状況に応じて収入認定や要否判定を行った上で保護の停止又は廃止を行うことを検討する必要がある。

5 金融機関等本店に対する一括照会等について

平成 24 年 12 月から実施している金融機関本店等に対する一括照会（以下「本店等一括照会」という。）については、従前は複数の支店に対し個々に照会していたものを、本店等一括照会によって、各福祉事務所の事務負担の軽減につながるとともに、従前の方法では判明しなかったと考えられる口座が相当数発見されているなど、資産調査の効率的、効果的な実施に資しているものと考えている。

本店等一括照会は「金融機関本店等に対する一括照会の実施について」（平成 24 年 9 月 14 日社援保発 0914 第 1 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）に基づき実施しているが、先般、照会方法の効率化を図る観点から要望があったことを踏まえて、平成 26 年 9 月 30 日付けで上記通知の一部改正を行い、同一世帯の者を一括して照会できる様式等への変更を行ったところであるので、変更後の様式への早期の移行をお願いする。また、生命保険会社に対して実施する法第 29 条による調査については、「生命保険会社に対する調査の実施について（平成 27 年 2 月 13 日社援保発 0213 第 2 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）」により、照会様式及び依頼事項に関する用語の統一化を図ったところであるので取扱いの徹底をお願いしたい。

一方で、金融機関からは本店等一括照会の実施にあたり、一部の地方自治体において関係通知で定める実施方法等が徹底されていないとの指摘がなされている。これまでも、徹底されていない事例及び指摘を踏まえて、留意点を整理した「金融機関本店等に対する一括照会の留意事項について」（平成 25 年 9 月 30 日事務連絡）を発出し、機会を捉えて注意喚起を図ってきたところであるが、未だ徹底されていない事例が散見される状況にある。

このことは、迅速で正確な調査に支障を生じさせるほか、行政機関に対する信用を失墜しかねないことから、本店等一括照会の実施について一層適正な処理にあたられるよう管内福祉事務所に周知し、当該業務の実務担当者に徹底するよう周知されたい。こうした事例については、適宜情報提供するので、管内福祉事務所に対する注意喚起を徹底されたい。

なお、平成 28 年 4 月 1 日より、労働金庫連合会の会員である 13 労働金庫（※）についても本店等一括照会が可能となる予定であるのでご了知願いたい。

※ 北海道労働金庫、東北労働金庫、中央労働金庫、新潟県労働金庫、長野県労働金庫、静岡県労働金庫、北陸労働金庫、東海労働金庫、近畿労働金庫、中国労働金庫、四国労働金庫、九州労働金庫、沖縄県労働金庫

6 不正事案（重複受給）への対応について

不正受給事件については、「生活保護の適正実施の推進について」（昭和 56 年 11 月 17 日社保第 123 号厚生労働省社会・援護局保護課長・監査指導課長通知）により厚生労働省に適宜情報提供をいただいているところであるが、近年、複数の福祉事務所から重複して保護費を受給し逮捕されるケースが見受けられているところである。

住居の賃貸借契約書の偽造や、偽名として実在する者の名を使用するなど、意図的に事実を改ざんするようなケースについて、可能な限り未然防止が図られるよう、保護申請時に事実関係を確認する際は、以下に掲げる事項に留意するよう、管内福祉事務所に対して周知されたい。

なお、画一的に行われることで必要な人に必要な保護の適用がなされないことが生じないよう十分な配慮をお願いする。

- (1) 保護開始時の家庭訪問は必ず実施すること
- (2) 生活歴等の把握に当たっては、可能な限り客観的な資料の収集を行うこと
 (例) 「保護歴なし」との申出がある者の前住所地への照会
 DV被害を訴える者について婦人相談所や警察への照会
- (3) 賃貸借契約書等については可能な限り原本を確認すること

また、保護開始後においても、個々の世帯の実情に即した保護の決定実施を行う観点から訪問調査活動を効果的に実施し、当該世帯の生活実態の把握に努め、居住実態等の確認を行うこと。

なお、要保護者の居住地または現在地と住民基本台帳に記載された住所が異なる場合には、不正受給対策としてのみならず、各種行政サービスを受けられないなどの不利益を被る場合も多いことから、要保護者に住民登録を励行させ、住民基本台帳担当部局に情報提供するとともに、住民票の異動手続等の必要な連携を図るようお願いする。

7 身元不明者への対応等について

認知症等の身元不明者を地方自治体が保護した場合には、施設入所や医療機関への入院するケースが多く、福祉事務所においては身元不明者に対して関係部局・機関等と連携し、必要な支援を行ってきたものと考えているが、「身元不明者の身元確認を行うための生活保護担当部局における対応について」（平成 26 年 9 月 26 日社援保発 0926 第 1 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）を踏まえ、以下の点に留意の上、引き続き管内実施機関に対して周知をお願いしたい。

- (1) 各地方自治体において、身元不明者への対応を円滑に進められるよう、関係部局や機関等と十分に協議し、連携体制の構築に努めること。
- (2) 福祉事務所における身元不明の生活保護受給者への訪問活動等の支援を通じて、身元確認を行う上で重要となる情報を有することが多いため、関係部局・機関等との情報共有を図る観点から、身元不明のまま生活保護を適用している者について、「今後の認知症高齢者等の行方不明・身元不明に対する自治体の取組の在り方について」（平成 26 年 9 月 19 日老発 0919 第 4 号厚生労働省老健局長通知）3 の（3）「本人の身元確認につながると考えられる情報例」を参考に、対象者の情報等を整理した名簿等を作成すること。
- (3) 現在、一部の地方自治体において特設サイトを開設し、身元不明者の情報公開が行われているところであり、身元判明に至ったケースもあることから、これらの取組を参考として、関係部局と連携した上で、同様の取組の実施を検討すること。

8 最低生活費の遡及変更について

最低生活費の遡及変更が可能な期間については、従来、行政処分についての審査請求期間が行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）上 60 日とされていたこと等から、2 か月程度（発見月及びその前月分まで）とされてきたところである。平成 28 年 4 月 1

日から、改正行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）が施行され、審査請求期間が 3 か月に変更されることを踏まえ、最低生活費の遡及変更が可能な期間について、3 か月程度（発見月の前々月分まで）とする通知改正を予定しているのをご了知願いたい。なお、本取扱については、平成 28 年 4 月 1 日以降になされた処分から適用する予定である。

9 年金生活者等支援臨時福祉給付金等への対応について

低所得の高齢者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金（以下「高齢者向け給付金」という。）については、生活保護受給者は生活保護費の支給により最低限度の生活を保障しており、今回の高齢者向け給付金は基本的には生活費に充てられるものと考えられることから、仮に生活保護受給者に支給したとしても、収入認定され、生活保護受給者の手取り収入の増加にはつながらないため、支給の対象外としている。一方、平成 27 年 1 月 1 日に保護を停止されていた者及び平成 27 年 1 月 1 日の翌日から平成 28 年 4 月 1 日までの間に保護が廃止され、又は停止された者については、高齢者向け給付金の支給対象となるが、高齢者向け給付金が支給された時点で生活保護を受給している場合は、支給月に受給額の全額を収入として認定することとしているので了知の上、管内実施機関に対して指導方よろしく願います。

また、平成 28 年度臨時福祉給付金及び障害・遺族基礎年金受給者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金（以下「障害・遺族年金受給者向け給付金」という。）についても、生活保護受給者は支給の対象外としている。（臨時福祉給付金については、平成 27 年度と同様の取扱い。）一方、平成 28 年 1 月 1 日に保護が停止されていた者及び平成 28 年 1 月 1 日の翌日から平成 28 年 10 月 1 日までの間に保護が廃止され、又は停止された者については、平成 28 年度臨時福祉給付金及び障害・遺族年金受給者向け給付金の支給対象となるが、平成 28 年度臨時福祉給付金及び障害・遺族年金受給者向け給付金が支給された時点で生活保護を受給している場合は、受給額の全額を収入として認定することとしているので、あわせてご了知願いたい。

なお、平成 28 年度臨時福祉給付金及び障害・遺族年金受給者向け給付金は、平成 28 年度予算案に所要額を計上しているものであることから、上記の取扱は予定であり、正式には追って通知を発出する予定であるのをご了知願いたい。

10 会計検査院からの指摘について

(1) 処置要求事項について

今般、会計検査院から、生活保護費の債権管理に係る取扱いが適正に行われていないとの指摘があり、平成 27 年 10 月 20 日付け処置要求「生活保護費に係る返還金等の債権管理について」をもって改善を求められたところである。

検査結果の概要並びに処置要求の内容及びその対応は以下のとおり。

ア 検査結果の概要

- (ア) 返還金等債権の管理体制が十分なものとなっておらず、保護費に係る適時適切な債権管理を長期的かつ継続的に行っていなかった事案があった
- (イ) 延滞が生じた後の納入指導や督促などの時効中断措置、居所不明時の居住地調査及び死亡時の相続状況の調査が適時適切に行われていなかった事案があった
- (ウ) 債権管理が適時適切に行われていなかった返還金等債権に係る不納欠損額を事業実績報告書に計上し、負担金が過大に交付されていた事案があった

イ 厚生労働省に対する処置要求内容

- (ア) 実施機関に対し以下の点について周知徹底を図ること
 - a 適時適切な債権管理を行う体制を整備する必要があること
 - b 返還金等債権に係る不納欠損額は負担金の算定要素であること
 - c 債権管理を適時適切に行っていない場合は国庫負担対象とならないこと
 - d 都道府県に対し以下の点について指導等を行うこと
 - (a) 債権管理マニュアル等を整備することなどによる債権管理体制の整備について実施機関に対する指導及び助言を行うこと
 - (b) 生活保護法施行事務監査並びに事業実績報告書の審査及び確認を十分に行うことについて周知及び指導を行うこと
 - e 生活保護法施行事務監査の際に返還金等債権の管理状況を的確に把握し、債権管理が適時適切に行われていない実施機関に対しては指導の徹底を図ること
 - f 事業実績報告書の添付資料を見直すなどして、不納欠損処理を行った返還金等債権が適時適切に債権管理されていたか把握できるようにすること

ウ 処置要求を踏まえた対応

今般の会計検査院の指摘を踏まえ、「生活保護費国庫負担金の精算に係る適正な返還金等の債権管理について」（平成 22 年 10 月 6 日社援保発 1006 第 1 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）を改正するとともに、事業実績報告書に添付する不納欠損調書の様式を変更したので、返還金等の債権管理及び負担金の算定が適切に行われるよう債権管理体制を整備する等、所要の措置を講じていただきたい。

なお、会計検査院から厚生労働省に対し、債権管理について指摘があった本庁及び福祉事務所を対象に、平成 28 年 5 月時点における改善状況を調査するよう依頼があった。については、調査方法等は改めてお知らせするので、対応に遺漏なきようお願いしたい。

(2) 不当事項について

会計検査院より、一部の地方自治体において、

ア 年金受給権の調査が十分でなく保護費が過大に交付されていたこと、

イ 保護施設事務費について、看護師加算の算定に必要な看護師数を配置しないまま加算を行っていたこと

から、保護費が過大に交付されていたとの指摘があり、不当とされた国庫負担金額の返還が求められたところである。

保護施設事務費の看護師加算等については、「生活保護法による保護施設事務費及び委託事務費の取扱いについて」（昭和 63 年社施第 85 号厚生省社会局長通知）に定める職員配置基準による職員数が充足され、かつ、各月初日時点において加算配置数として規定する職員が加配されていることなどの要件をすべて満たした場合に限り、加算が認められるので、留意すること。

11 生活保護事務におけるマイナンバーの取扱いについて

(1) 本人確認について

いわゆる「マイナンバー」の利用については平成 28 年 1 月 1 日から開始されているところであるが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。）第 16 条においては、本

人から個人番号の提供を受ける場合、個人番号利用事務等実施者は本人確認をしなければならないとされている。具体的な本人確認の方法については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成 26 年政令第 155 号）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則（平成 26 年内閣府・総務省令第 3 号。以下「番号法施行規則」という。）等において規定されているところであり、生活保護事務における本人確認のうち番号確認については、個人番号カード、通知カード、個人番号が記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書により確認が困難な場合は、

ア 個人番号利用事務実施者が個人番号の提供を受ける場合（イのケースを除く。）

地方公共団体情報システム機構への確認（番号法第 14 条第 2 項、番号法施行規則第 3 条第 1 項第 1 号、住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号。以下「住基法」という。）第 30 条の 10、第 30 条の 11、第 30 条の 12）

イ 当該都道府県知事保存本人確認情報を保存する都道府県知事が個人番号の提供を受ける場合

都道府県知事保存本人確認情報の確認（番号法施行規則第 3 条第 1 項第 2 号、住基法第 30 条の 15）

等の方法により確認を行うこととされているため、各地方自治体におかれては改めて適切な取扱いをしていただくようお願いしたい。

○本人確認措置についての概要資料：内閣官房マイナンバーホームページ

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/pdf/kakunin.pdf>

（2）職員による個人番号の代理記入について

高齢者や障害者等の配慮を要する者が生活保護申請を行う際や、初めて生活保護の申請を行う際等において、自身の個人番号が分からない等申請書への個人番号の記載が困難な場合には、番号法第 14 条第 2 項等に基づき、個人番号利用事務実施者は住民基本台帳ネットワークシステムを利用して当該申請者の個人番号の提供を受け、福祉事務所職員が申請書に個人番号を記載しても差し支えない。

(3) 特定個人情報の提供の制限について

特定個人情報（個人番号（個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民票コード以外のものを含む。）をその内容に含む個人情報）の提供については、番号法第 19 条各号に規定される場合を除き制限されているところである。生活保護事務においては、特に以下のような場合における特定個人情報の提供は番号法第 19 条各号のいずれにも当てはまらないため、個人番号部分をマスキングする等の対応をお願いしたい。

(例)

- 被保護者がその居住地を他の福祉事務所の所管区域内に移転した時に、旧居住地の福祉事務所長等が新居住地の福祉事務所長等に保護台帳等の写しを渡す場合。
- 審査請求又は再審査請求に係る事務において、都道府県又は厚生労働省あて保護台帳等の写しを提出する場合。
- 保護を脱却した者に対して引き続き自立相談支援機関が支援を行うために、福祉事務所から自立相談支援機関あて保護台帳等の写しを送付する場合。

第2 就労・自立支援の充実について

1 生活保護受給者の就労支援における KPI の設定について

稼働能力を有する生活保護受給者については、その能力に応じて就労することが必要であり、これまでもハローワークと福祉事務所によるチーム支援（生活保護受給者等就労自立促進事業）、被保護者就労支援事業、被保護者就労準備支援事業等（以下「就労支援事業等」という。）を活用して積極的に支援を実施いただいているところである。

また、平成 27 年度から各地方自治体において、就労支援事業等の対象者数及び参加者数、就労・増収者数等を指標として盛り込んだ就労支援促進計画を策定いただくとともに、就労支援事業等の適切な効果検証及び的確な見直しを行うこととしている。

政府全体においても「経済財政運営と改革の基本方針 2015」に基づき「経済・財政再生計画改革工程表」（以下「改革工程表」という。）が策定されたところである。その中で、生活保護受給者の就労支援に関して、KPI（改革の進捗管理や測定に必要となる指標）として、

- （1）就労支援事業等の参加率を 2018 年度までに 60%とする
- （2）就労支援事業等に参加した者のうち、就労した者及び就労による収入が増加した者の割合を 2018 年度までに 50%とする
- （3）「その他の世帯」の就労率（就労者のいる世帯の割合）を 2018 年度までに 45%とする

ことが定められたほか、就労支援事業等を通じた脱却率、就労支援事業等の各地方自治体の取組状況、「その他の世帯」の就労率等の地方自治体ごとの状況の「見える化」が盛り込まれたところである。

これらの KPI の設定に伴い、目標の達成に向けて、地方自治体に設置するハローワークの常設窓口（以下「常設窓口」という。）を増設するとともに、常設窓口配置する就職支援ナビゲーターを増員し支援体制を充実することとしている。各地方自治体においても、就労支援員の増配置による支援体制の充実、被保護者就労準備支援事業及び平成 28 年度から実施する就農訓練事業等の積極的な活用など就労支援事業等を着実に実施いただきたい。

さらに、改革工程表においては、「就労可能な者に関する就労状況や支援状況等についてデータを収集し、順次「見える化」を進めた上で、KPIについて2016年度に再検討」することとされており、地方自治体における就労支援事業等の成果を「見える化」できるよう、地方自治体の業務負担に考慮しつつ、引き続き検討を進めていくこととしているので、ご留意願いたい。

【参考】生活保護受給者の就労支援等の現状

- 就労支援事業等の参加率
2015年度 就労支援促進計画の目標値平均 47.9%（計画提出率 98.6%）
- 就労支援事業等に参加した者のうち、就労した者及び就労による収入が増加した者の割合
2015年度 就労支援促進計画の目標値平均 44.5%（計画提出率 98.6%）
- 「その他の世帯」の就労率（就労者のいる世帯の割合）
2014年度 34.3%

2 就労支援促進計画の策定について

就労支援促進計画については、改革工程表において生活保護受給者の就労支援の状況等についてデータを収集し、KPIについて2016年度に再検討とされていることに伴い、就労支援事業等に参加していない者の状況（就労中、ハローワーク等で求職活動中など）を平成27年度の就労支援促進計画の実績報告から調査項目に追加することとしているのでご了知いただきたい。

また、平成27年度は、「就労支援等の状況調査」を踏まえて、就労支援事業等において就労・増収率の達成率が高いなど効果的な取組を行っている地方自治体に対して、関係職員等研修啓発事業（補助率1/2）について、補助率の引き上げを行ったところであるが、平成28年度についても引き続き実施することとしているので、ご了知願いたい。

3 被保護者就労支援事業について

被保護者就労支援事業は、これまで予算事業として実施してきた就労支援事業について、その重要性に鑑み、法律上明確に位置づけ、平成 27 年 4 月より実施いただいているところである。

本事業においては、

- (1) 就労に向けた個別支援（就労に関する相談・助言、履歴書の書き方、面接の受け方等の支援、個別の求人開拓や定着支援等）
- (2) 稼働能力判定会議等の開催（稼働能力や適正職種の検討、就労支援プログラムの選定等にあたり、複数の専門的な知見を有する者で構成する稼働能力判定会議等を開催）
- (3) 就労支援の連携体制の構築（地域における生活保護受給者の就労支援体制に関する課題の共有や関係機関の連携強化、個別求人開拓等を円滑に進めるため、ハローワーク等の行政機関、社会福祉法人等関係団体や企業が参画する就労支援の連携体制を構築）

をしていただくこととしている。

特に、高齢期に至る手前の 40～50 歳代の生活保護受給者については、年齢等によって比較的就労につながりにくい状況にあることから、本事業により、地域における就労支援の連携体制の構築を通じて就労の場の開拓等をお願いしたい。

なお、本事業は必須事業であるが、就労支援員を配置していない保護の実施機関や、「その他の世帯」120 世帯に対して 1 名の就労支援員を配置していない保護の実施機関においては、「就労支援員の増配置について」（平成 22 年 9 月 14 日社援発 0914 第 7 号厚生労働省社会・援護局長通知）を参考として、生活保護受給者数やその他の地域の実情に応じて就労支援員を適切に配置いただくようお願いする。

4 被保護者就労準備支援事業について

生活保護受給期間が 3 年未満の「その他の世帯」の数は、平成 20 年度から 23 年度にかけて増加したものの、24 年度以降は、減少傾向に転じている。一方で、生活保護受給期間が 3 年以上の「その他の世帯」の数は、平成 19 年度以降増加し、特に 23 年度以降の伸びが著しくなっているが、このような受給期間が長い世帯の中には、就労意欲が低

い者や基本的な生活習慣に課題を有する者が一定程度含まれていると考えられる。

このような就労に向けた課題をより多く抱える生活保護受給者に対し、就労意欲の喚起や一般就労に向けて日常生活習慣の改善を計画的かつ一貫して行う事業として、平成27年4月より被保護者就労準備支援事業を実施していただいているところである。

本事業は、受給期間が比較的長い生活保護受給者の支援として、今後、重要な役割を果たしていくと考えられるが、平成27年10月時点で、28年度の被保護者就労準備支援事業の実施を予定している地方自治体は、3割程度にとどまっていることから、社会福祉法人やNPO法人などの地域資源を活用するなど、事業の積極的な実施をお願いする。

5 生活困窮者等の就農訓練事業について

近年農業活動を通じて得られる心身のリハビリ効果が評価されており、生活保護受給者を含む生活困窮者が農業に従事することは、心身の回復や自己有用感・就労意欲の向上につながる効果のほか、農業分野における人材の確保にも資するものと考えられる。

こうしたことを踏まえて、平成28年度から新たに、被保護者就労準備支援事業の一事業として、NPO法人、農業法人等民間団体との連携により、農業体験や研修を通じた、就農（農業法人への就職や農産物の販売等を含む。）や社会参加の促進を支援することを内容とする生活困窮者等の就農訓練事業を実施することとしているので、積極的な活用をお願いしたい。

なお、本事業は、被保護者就労準備支援事業及び就労準備支援事業の基準額・経過措置とは別に、それぞれ1地方自治体あたり10,000千円以内（生活困窮者と生活保護受給者の両方を対象に事業を実施した場合には、それぞれ10,000千円以内）の加算を予定しているので、ご留意願いたい。

6 被保護者就労支援事業及び被保護者就労準備支援事業の基準額について

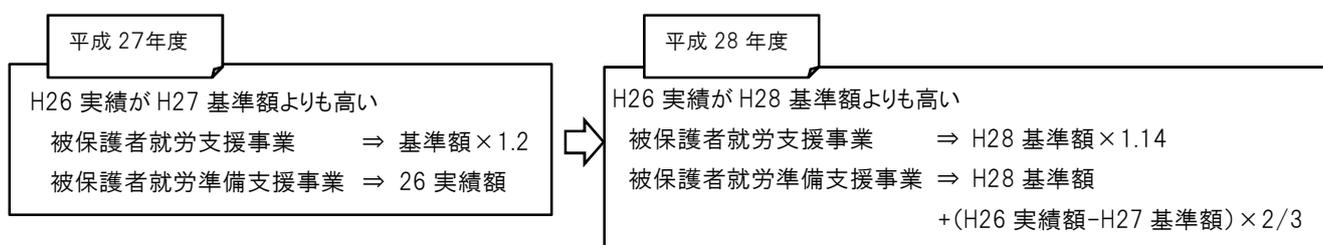
被保護者就労支援事業及び被保護者就労準備支援事業を含む生活困窮者自立支援法関係経費については、予算を公平かつ効果的に執行するための措置として、事業ごとに基準額（事業費ベース）を設定している。

平成28年度の基準額の設定については、基本的には27年度と同様とするが、被保護者就労準備支援事業の基準額について、大都市部においてより実態に即した事業実施が

可能となるように、被保護人員 40,000 人以上の地方自治体において上限額を 70,000 千円とする区分を新設することとしている。

なお、平成 28 年度においては、27 年度よりも実施する地方自治体が増加することを見込んで、十分な予算を確保しているところであり、各地方自治体におかれては、引き続き事業の積極的な実施をお願いしたい。

また、各事業の国庫負担・補助については、制度施行当初の平成 27 年度に限り、基準額に一定の経過措置を設けていたところである。この経過措置については、国庫補助の公平な配分の観点から基本的には廃止していく方針であるが、それぞれの経過措置の趣旨等を踏まえ、平成 28 年度は、以下のとおり、一定程度縮減しつつ、継続することとする。



7 生活保護受給者等就労自立促進事業について

生活保護受給者等就労自立促進事業は、生活保護受給者、児童扶養手当受給者、住居確保給付金受給者、生活困窮者等を対象として、ハローワークと地方自治体の協定等に基づき、両者によるチーム支援方式により、支援対象者の就労による自立を促進するものである。

本事業では、常設窓口の設置や巡回相談等の実施によるワンストップ型の支援体制を全国的に整備しており、支援対象者の多い政令市、中核市の福祉事務所を中心に、平成 28 年度中に常設窓口を 194 か所設置することとしている。

既に常設窓口を設置している地方自治体におかれては、「生活保護受給者等就労自立促進事業協議会」（以下「協議会」という。）等で設定した目標が達成されるなど、連携効果が十分発揮されるよう、窓口を有効活用していただくとともに、平成 28 年度、常設窓口の設置を予定している地方自治体におかれては、ハローワークと一体となった就労支援業務が早期に軌道に乗るよう、ハローワークシステムの設置を待たず、一定

期間庁舎内仮スペース等で携帯端末を活用したハローワークの相談業務を実施するなどの方策について、都道府県労働局と調整し、準備を進めていただきたい。各地方自治体におかれては、この常設窓口も含めハローワークへの支援候補者の積極的な送り出しをお願いしたい。

ハローワークとの連携については、「就労支援の実施におけるハローワークとの連携等について」（平成26年6月30日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡）を参考に実施いただいているところであるが、地方自治体においては、定期的に対面で打ち合わせをするなどハローワークと日頃から「顔の見える関係」を構築し、

- (1) 日常的な雇用情勢等（地域の求職者の動向、産業別の求人状況等）の情報共有
- (2) 協議会で設定した目標達成に向けた支援対象者の範囲や選定等のハローワークへの送り出しについての認識の共有
- (3) 支援対象者への支援に当たって必要となる情報提供等の実施

など、生活保護受給者の就労促進に向けて一層の連携を進めていただくようお願いする。

また、各都道府県労働局長に対して、「生活困窮者等の就労支援に当たっての地方公共団体とハローワーク等との連携強化について」（平成27年9月30日職発0930第8号、能発0930第22号厚生労働省職業安定局長、職業能力開発局長連名通知）が通知されたことについて、同日付けの事務連絡において各地方自治体へ情報提供させていただいた。当該通知においては、各都道府県労働局長に対して、就労支援体制の連携強化の取組として、

- (1) 労働局及びハローワークにおいては、無料職業紹介事業を行う地方公共団体等へのオンライン情報提供のスキームの活用を促すほか、積極的な情報提供を行っていくこと
- (2) ハローワークから地方公共団体に対し、求職者支援訓練の訓練コース及びその実施機関に係る情報を提供すること

などが指示されているので、通知内容をご承知いただき、労働局及びハローワークとの一層の連携に努めていただくようお願いする。

なお、生活保護受給者を含めた生活困窮者の就労に向けた準備状況の判断を支援するため、職業安定局において「就労準備状況のチェックリスト」を作成し、各都道府県労働局及びハローワークに配付されているところであり、平成27年9月15日付け事務連絡において各地方自治体へ情報提供しているところである。

当該チェックリストは、各地方自治体からハローワークへ、生活保護受給者等を円滑に誘導するために作成されたものであるが、各地方自治体においては、ハローワークとの認識共有に効果的のツールとして、積極的な活用をお願いしたい。

8 早期の集中的な自立支援について

働くことのできる方については、その能力を活用して就労することにより保護から脱却できるように支援することが重要である。平成 26 年 7 月には、脱却後に必要となる税や社会保険料等の負担増を緩和し、保護脱却のインセンティブとするとともに、脱却直後の生活を支えることを目的とした就労自立給付金（以下「給付金」という。）の制度が施行されたところである。

地方自治体におかれては、就労支援の対象者である生活保護受給者を中心に、給付金の仕組みについて十分に説明を行い、保護脱却に向けて活用が図られるよう積極的な働きかけをお願いする。

特に、「就労可能な被保護者の就労・自立支援の基本方針について」（平成 25 年 5 月 16 日社援発 0516 第 18 号厚生労働省社会・援護局長通知）に基づき、同方針に基づく支援が効果的と思われる者に対しては、保護脱却に至るまで切れ目なく集中的な支援を行うことが重要であると考えており、積極的に自立活動確認書を作成いただくとともに、生活保護受給者との面談の機会をとらえて、就労活動促進費や給付金の活用等について十分に説明を行っていただくなど、切れ目ない支援の実施をお願いしたい。

なお、就労による自立を促すにあたり、本人の納得を得ず就労を求めることは、就労先への定着につながらないなど、自立の促進にとって悪影響を生じかねない。本人の意思を尊重した就労支援の実施をお願いする。

9 生活困窮者自立支援制度と生活保護制度の連携について

平成 27 年 4 月から生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号。以下「新法」という。）が施行されており、生活保護行政と新法に基づく事業との連携が重要である。

新法の自立相談支援事業の相談者についても、生活保護が必要であると判断される場合には、福祉事務所と連携を図りながら適切に生活保護につなぐことが必要である。

同時に、生活保護から脱却した者等が必要に応じて新法に基づく事業を利用すること

も考えられるため、本人への継続的な支援という観点も踏まえ、新法の事業と生活保護制度とを連続的に機能させていくことが重要である。

については、「生活困窮者自立支援制度と生活保護制度の連携について」（平成 27 年 3 月 27 日社援保発 0327 第 1 号、社援地発第 0327 第 1 号厚生労働省社会・援護局保護課長、地域福祉課長連名通知）に基づき、対象者の情報共有などを通じて適切な支援をお願いする。

また、支援を必要とする生活困窮者、生活保護受給者に対して継続的な支援が可能となるよう、地域の実情に応じて両制度に基づく事業の一体的実施にも努められたい。

10 居住の安定確保支援事業について

生活保護受給者の住居については、本来一時的な利用が前提である簡易宿泊所等に長期にわたり入居している例がみられ、その中には住環境が劣悪な例や十分な処遇がされない例もあるとの指摘もある。

そのため、平成 25 年度より、住宅扶助の代理納付の仕組みを活用して既存の民間賃貸住宅への入居を促進するとともに、地域において関係機関が連携して入居後の生活保護受給者への日常生活支援等を行う「居住の安定確保支援事業」を実施しているところである。

平成 28 年度については、27 年 5 月に発生した川崎市の簡易宿泊所の火災を踏まえて、簡易宿泊所に入居する生活保護受給者の民間アパート等への転居を促進するとともに住宅扶助基準の見直しを踏まえて生活保護受給者に対して安価で質の良い住宅を確保する観点から、福祉サービス等との連携強化など事業内容や予算を拡充し実施することとしており、生活保護受給者の居住支援のために本事業の積極的な活用をお願いする。

また、「生活保護受給者の住まいの確保のための福祉部局と住宅部局等の連携について」（平成 27 年 6 月 11 日社援保発 0611 第 1 号、国住賃第 13 号、国住心第 57 号厚生労働省社会・援護局保護課長、国土交通省住宅局住宅総合整備課長、安心居住推進課長連名通知）において示しているとおり、国土交通省が行っている住宅施策の居住支援協議会（住宅セーフティネット法第 10 条第 1 項に基づき組織されている協議会）と、入居可能な民間賃貸住宅の情報共有の連携に努められたい。

【参考】各居住支援協議会連絡先一覧 <http://www.mlit.go.jp/common/001115323.pdf>

11 自立支援プログラムの策定について

自立支援プログラムは、①管内の生活保護受給世帯全体の状況を把握し、②生活保護受給者の状況や自立阻害要因を類型化し、それぞれの類型ごとに取り組むべき自立支援の具体的内容や実施手順等を定め、③これに基づき個々の生活保護受給者に必要な支援を組織的に実施することによって、生活保護受給世帯が抱える様々な問題に対処し、これを解決するための「多様な対応」、保護の長期化を防ぐ「早期の対応」、効率的で一貫した組織的取組を推進する「システムの対応」を可能とするものである。各地方自治体におかれては、引き続き、就労支援、就労が困難な生活保護受給者に対する社会的自立の支援、適切な金銭管理の実施など自立支援プログラムの策定・実施に取り組んでいただくようお願いする。

なお、平成 27 年 12 月、地方分権改革の一環として、「平成 27 年度の地方からの提案等に関する対応方針」が閣議決定されたところである。その中で、生活保護受給者に対する、金銭管理支援に関する地方自治体への周知が盛り込まれたことを踏まえ、自立支援プログラムによる金銭管理支援に関する事務連絡を平成 27 年度中に発出する予定であるので、ご了知願いたい。

第3 医療扶助の適正化等について

1 改革工程表の策定について

医療扶助については、改革工程表に後発医薬品の使用促進、頻回受診の適正化及び健康管理支援の3点が盛り込まれている。具体的には、後発医薬品の使用促進について「生活保護受給者の後発医薬品の使用割合について、2017年央までに75%とするとともに、2017年央において、医療全体の目標の達成時期の決定状況等を踏まえ、80%以上とする時期について、2018年度とすることを基本として、具体的に決定する」こと、頻回受診の適正化について「頻回受診等に係る適正受診指導の徹底等による医療扶助の適正化を推進」すること、健康管理支援について「生活保護受給者に対する健康管理支援の在り方を検討」することとされた。

また、同工程表において、これら事項に関するKPIが設定されており、まず後発医薬品については、第1階層として「医療扶助の適正化に向けた自治体における後発医薬品使用促進計画の策定率【100%】」、第2階層として「生活保護受給者の後発医薬品の使用割合【2017年央までに75%。2017年央において、医療全体の目標の達成時期の決定状況等を踏まえ、80%以上とする時期について、2018年度とすることを基本として、具体的に決定する】」とされており、頻回受診の適正化に関しては、第1階層として「頻回受診対策を実施する自治体【100%】」、第2階層として「頻回受診者に対する適正受診指導による改善者数割合【目標値については、指導の対象者の範囲等を再検討し、2016年度に決定】」とされた。

この他、第2階層のKPIの「見える化」事項として、「生活保護受給者一人あたり医療扶助の地域差」及び「後発医薬品の使用割合の地域差」の2点が盛り込まれている。

これを踏まえ、関係する通知について所要の改正を行うとともに、検討が必要とされている事項については、平成28年度以降、具体的な検討を進めることとしているので、ご承知おき願いたい。

2 後発医薬品の更なる使用促進について

(1) 後発医薬品の使用促進に関する状況について

後発医薬品の普及は、患者の負担軽減及び医療費の適正化の改善に資することから、国全体でその使用促進に取り組んでいるところである。

生活保護制度における後発医薬品の使用促進については、これまで、「生活保護の医療扶助における後発医薬品に関する取扱いについて」（平成 25 年 5 月 16 日社援保発 0516 第 1 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）により、指定医療機関である薬局において一般名処方による処方せん又は銘柄名処方であって後発医薬品への変更を不可としていない処方せんを持参した受給者に対して、原則として後発医薬品を調剤する取組や、法改正により、平成 26 年 1 月から、医師が後発医薬品の使用を認めている場合に、医療機関等が生活保護受給者に対して後発医薬品の使用を促すものとする対応を行ってきたところである。

さらに、後発医薬品の使用割合には地域差があることから、平成 27 年度より、地方自治体ごとにそれぞれの使用割合を踏まえた使用促進に係る計画を策定する取組を開始し、使用促進の取組の効果が一定の基準を満たす場合には、医療扶助適正化関係補助金の補助率を引き上げているところである。また、院内処方については、使用割合が 75%未満の医療機関に対し、都道府県等が後発医薬品の使用促進を要請する取組を始めている。

これらの取組の効果により医療扶助における後発医薬品の使用割合は、平成 27 年 6 月審査分で 63.8%（医科入院、医科入院外、歯科、調剤の総数である医療扶助全体における割合）となった。医療全体では、56.2%（医薬品価格調査（薬価本調査）（平成 27 年 9 月取引分）（速報値））であることから、生活保護は医療全体を約 7.6%上回っている。

(2) 後発医薬品の使用促進の取組に関する目標等について

改革工程表の策定を踏まえ、医療扶助における後発医薬品の使用割合の目標として、2017 年央までに 75%と通知上に明記するとともに、2017 年央において、次期目標について、改革工程表を踏まえた検討を行う予定である。また、後発医薬品の使用促進の具体的な取組として、後発医薬品使用促進計画を未策定の地方自治体について、そ

の策定をお願いする予定である。具体的には、通知改正により後発医薬品使用促進計画について、各年4月末までに当該年度の計画を策定することを規定するとともに、都道府県等本庁は、管内地方自治体の策定状況について、5月末までに厚生労働省へ情報提供を行うことを規定する予定である。提供いただく情報は、改革工程表の進捗管理に活用したいと考えており、よろしくご対応願いたい。

また、平成28年度より、服薬指導の強化等を目的とした、地域の薬局等と連携した服薬指導についてモデル実施を行う予定である。

(3) 電子レセプトシステムを活用した後発医薬品の使用促進について

後発医薬品の使用促進における生活保護等版レセプト管理システムの活用に関し、後発医薬品の数量シェア（新定義）を算出する方法に関するマニュアルや、調剤報酬明細書のうち、先発医薬品が調剤された理由について摘要欄に記載があるレセプトを抽出するためのデータについて、各地方自治体に送付しているところである。

各地方自治体においては、後発医薬品の使用促進の取組における進捗状況の把握や、効率的な服薬指導の実施に活用していただきたい。

3 頻回受診の適正化について

医療扶助を受けて頻回受診を行う患者については、福祉事務所が主治医訪問や嘱託医協議を行った上で、頻回受診の適正化のための指導を行っている。

改革工程表の策定を踏まえ、頻回受診の適正化の対象範囲を、他の医療制度における指導対象範囲を参考としつつ再検討し、2016年度に取組の目標値を設定する予定である。頻回受診の適正化に係る具体的な取組としては、通知改正を行い、頻回受診の適正化を計画的に実施するために、指導を要する者が一定数以上いる地方自治体について、各年4月末までに頻回受診適正化にかかる計画の策定を行うこととするとともに、都道府県等本庁は、管内地方自治体の策定状況について、5月末までに厚生労働省へ情報提供を行うことを規定する予定である。提供していただく情報は、改革工程表の進捗管理に活用したいと考えており、よろしくご対応願いたい。この他、指導実態の把握のため、適正受診指導の結果報告にかかる様式の見直しを予定しているので、ご承知おき願いたい。

また、平成28年度より、改善者割合の向上に向け、訪問看護ステーション等と連携した適正受診指導についてモデル実施を行う予定である。

4 生活習慣病の重症化予防等の健康管理支援の推進

生活保護を受給している患者は糖尿病や肝炎など重症化すると完治が難しい疾患に罹患している割合が国民健康保険等の患者に比べて高いといった特徴がある。生活保護受給者の自立助長を図る基礎としては、何より健康状態を良好に保つことが重要である。また、糖尿病等の疾患は、日常生活における健康管理を適切に行うことで重症化の予防が可能なものであり、生活保護受給者の健康面に着目した支援を行うことは重要と考える。あわせて、健康状態を良好に保つことは、結果として医療扶助等の適正化にも資することとなる。

改正生活保護法においては、生活保護受給者が自ら健康の保持及び増進に努めることを生活上の義務として規定するとともに、福祉事務所が生活保護受給者の健康診査結果等を入手できるようにしたところである。

さらに平成 26 年度、「生活保護受給者の健康管理の在り方に関する研究会」を設置し、地方自治体における取組強化に資する支援の在り方等について検討し、とりまとめを行ったところである。

本とりまとめ内容を踏まえ、「生活保護受給者に対する健康管理支援の実施について」（平成 27 年 3 月 31 日社援保発 0331 第 15 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）を発出し、診療報酬明細書等から既に生活習慣病の治療を行っている者を把握し、患者が自己判断で受診や服薬を中断することがないように定期的な訪問調査や電話等による支援を行うなど、生活習慣病の重症化予防の取組をお願いしているところである。

改革工程表では、「生活保護受給者に対する健康管理支援の在り方を検討」するとされており、今後、データに基づく効果的な支援など具体的な方策を検討する予定である。

5 平成 28 年度予算案における生活保護受給者への適正受診指導等の強化について

医療扶助に係る適正化については、福祉事務所において頻回受診や重複処方に係る適正受診指導、後発医薬品の使用に係る服薬指導、健康管理支援等に取り組んでいただいているところである。しかし、ケースワーカーによる対応のみでは、医学的な助言等が十分に行うことができていないという課題があると認識している。

このため、新たに平成 28 年度予算案において、地域における薬局や訪問看護ステーションと連携し、適正受診指導等において、薬剤師や看護師から医学的な助言等を行うための予算として約 2 億円を計上しているところである。

後発医薬品の使用促進、頻回受診の適正化、健康管理支援については、改革工程表にも記載がされたことから、各地方自治体においては、積極的な事業実施に努められたい。

6 向精神薬の重複処方にかかる適正受診の徹底

向精神薬の重複処方については、これまで、同一月に複数の医療機関から向精神薬を処方されている者の把握や、適正受診指導の実施等についてお願いしているところであり、国としても、各地方自治体の円滑な業務の実施に資するよう、平成 24 年度に電子レセプトシステムの機能改修を行い、向精神薬を複数医療機関から処方されている者等を抽出する機能を追加しているところである。

各地方自治体におかれては、適正受診指導の実施等に取り組んでいただいているところであるが、平成 27 年度にも、生活保護受給者から向精神薬を入手し、インターネットを通じて転売を行っていた者が、麻薬及び向精神薬取締法違反容疑で逮捕されるという事案が発生している。

このような事案では、①自立支援医療（精神通院医療）と生活保護それぞれの処方にまたがった重複処方のケースであったこと、②紙レセプトと電子レセプトにまたがる請求が含まれていたこと、が報告されている。

これを踏まえ、向精神薬の重複処方にかかる適正化に関する対応について、通知を发出する予定である。具体的には、福祉事務所が、医療扶助において向精神薬の処方がある一方で精神通院医療の資格を有しているケースについて、精神通院医療とあわせて向精神薬の重複処方となっていないか、都道府県等の精神通院医療担当部局への確認を行い、向精神薬の重複処方がある場合には、福祉事務所が主治医への確認等を行った上で、適正受診指導を行うこと。また、精神通院医療にかかる優先活用の徹底のため、医療扶助において精神科デイケア等の算定のあるケースについて、精神通院医療による受診指示、又は精神通院医療の申請に向けた指導を行うこととするので、同通知において対応を定める予定であるので、併せてご承知おき願いたい。

7 不適切な受診誘導等の防止について

平成 27 年度において、精神疾患患者である生活保護受給者を特定の医療機関へ不適切に受診誘導し、また、不適切な住居の紹介や金銭管理を行っていることが疑われる事例が発生した。

生活保護受給者の支援においては、不適切な受診誘導があってはならないことは当然であり、また、自立支援のためには適切な住環境の提供や、金銭管理の実施が行われることが必要である。

このため、「生活保護における不適切な受診誘導の防止等について」（平成 27 年 8 月 7 日社援保発 0807 第 1 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）において、不適切な受診誘導の防止等のための対応について通知したところである。通知の要点は以下のとおりであるので、各地方自治体において自主点検いただくとともに、監査における必要な指導を実施するなど、対応に遺漏なきようお願いする。

(1) 委託事業者等による特定の医療機関への不適切な受診誘導の防止

ア 生活保護受給者へ受診勧奨等を行う際は、客観的かつ合理的な根拠に基づき、医療機関を提示すること。また、例えば複数の医療機関を提示するなど、理由なく特定医療機関に偏することがないこと。加えて、特定の医療機関への受診が保護の要件であるかのような説明は行わないこと。

イ 委託事業者の調達においては、事業の公平性・透明性の観点から、原則一般競争入札によること。

ウ 健康管理支援等の業務を委託する場合、その業務実態を把握し、不適切な業務が行われている場合には、事業主体の責任において是正を図ること。

(2) 医療扶助の決定における医療要否の検討の徹底

ア 医療扶助の決定や継続の必要性について、病状に疑いがある場合等においては、検診命令の実施を徹底すること。

イ 精神障害者への支援については、障害者総合支援法における就労継続支援等のサービス利用の検討も行うこと。

ウ 他法他施策優先の観点から、精神疾患を有する者に関する自立支援医療（精神通院医療）の申請指導を徹底すること。

(3) 訪問調査の徹底及び劣悪な住環境と確認された住居への対応

- ア 生活保護受給者の生活実態を把握するため、訪問調査を徹底し、転居後においても転居先の訪問調査を行い、適切な居住場所の確認に努めること。
- イ 著しく狭隘かつ劣悪な住環境に居住する者に対しては転居指導を徹底し、建築基準法違反の疑いのある建築物については建築部局と連携して対応すること。
- ウ 床面積別に応じた適切な住宅扶助費の認定を行うこと。

(4) 生活保護費の適正な交付及び適切な金銭管理の徹底

- ア 生活保護費は原則、本人へ交付するよう徹底すること。
- イ 生活保護受給者が金銭管理サービスを利用する際は、福祉事務所が契約内容や実施状況の把握に努めること。
- ウ 入院や入所の場合、当該生活保護受給者あてに現金書留で送られた保護費を本人の意思に反して無断で管理されることがないように徹底すること。
- エ 福祉事務所は、家計管理や金銭管理に関する支援に努めるとともに、自立支援プログラムや成年後見制度等の活用を検討すること。

(5) 生活保護受給者に対する安否確認の適切な実施

- ア 緊急やむを得ない場合に、本人の同意なく住居に立ち入ることがある場合、大家等の第三者に協力を求めて行うこと。
- イ 委託事業者等から、見守りの必要性が高い者に対し、本人の意思に反して住居に立ち入ることについて相談を受けた際には、適切な助言を行うこと。

なお、平成 28 年度以降の「生活習慣病の重症化予防等の健康管理支援事業」（「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」（平成 27 年 7 月 27 日社援発 0727 第 2 号厚生労働省社会・援護局長通知「生活保護適正実施推進事業実施要領」（別添 11））については、補助金の交付要件として、法人の業務委託先の支援員が所属する医療機関を紹介する場合は、ケース診断会議に諮る等により、その必要性について保護の実施機関として十分確認することを求めることとする予定であるので、あらかじめご承知おき願いたい。

8 医療扶助における頻回転院患者への対応

総務省において、生活保護の現状・動向、生活保護行政の実態等について調査が行われ、平成26年8月1日に必要な改善措置について勧告が行われたところである。

この中で、短期間で特定の指定医療機関間における頻繁な転院が行われていることについて、的確な実態把握を行うことや、転院の要否チェック方策の具体的な提示を行うことについて勧告が行われた。

(総務省の調査結果における頻回転院の具体的な事例)

○ 事例1

3年2か月間に12病院間で34回転院（平成24年度医療扶助費724万円）

○ 事例2

6年11か月間に16病院間で43回転院（平成24年度医療扶助費826万円）

○ 事例3

2年3か月間に12病院間で25回転院（平成24年度医療扶助費857万円）

勧告の内容を踏まえ、「医療扶助における転院を行う場合の対応及び頻回転院患者の実態把握について」（平成26年8月20日社援保発0820第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）を発出し、転院を行う場合の対応について、

- ① 転院に当たっては、指定医療機関は、福祉事務所に対し、転院を必要とする理由、転院先予定医療機関等につき、転院前に連絡を行うこと
- ② 福祉事務所は、①の連絡を受けた場合、転院の必要性について嘱託医に協議しつつ、検討を行うこと
- ③ 福祉事務所は、レセプト点検等により、検査等適切な医療が行われているか検討を行うこと

※ ②、③において、医学的判断に疑義がある場合には、必要に応じて都道府県本庁へ助言を求める。また、都道府県本庁は必要に応じて医療扶助審議会へ諮る。

- ④ 都道府県等は、必要に応じて、指定医療機関に対し個別指導を実施することを定めるとともに、頻回転院患者の実態把握について実施要領を定めているので、ご了解の上、適切に対応願いたい。

9 医療保険制度における紹介状なしの大病院受診時の定額負担の導入を踏まえた生活保護制度における対応

医療保険制度においては、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 31 号）の施行に伴い、保険医療機関相互間の機能の分担及び業務の連携の更なる推進のため、特定機能病院及び一般病床 500 床以上の地域医療支援病院について、現行の選定療養に加え、定額の徴収が責務とされる予定である。

生活保護制度においては、医療券の発行について、基本的に要保護者の希望を参考として、居住地等に比較的近距離に所在する指定医療機関を選定することとしている。医療保険制度において新たに導入される紹介状なしの大病院受診時の定額負担については、公費負担医療の対象者は、現行の選定療養と同様に定額負担を求めないこととされる予定であるが、生活保護制度においても当然、医療機関の機能分担等の趣旨を踏まえた受診を行う必要がある。このため、医療扶助運営要領を改正し、選定療養の対象となる医療機関の受診については、原則として他の病院又は診療所からの文書による紹介がある場合及び緊急その他やむを得ない事情がある場合等に限られることを明確化する予定である。

なお、本通知見直しの趣旨は、医療機関の機能分担等の趣旨の明確化であり、選定療養の対象となる医療機関の受診を一律に認めないこととするものではないので、ご留意願いたい。

10 電子レセプトシステムにかかる端末更新について

電子レセプトシステムの端末については、多くの地方自治体において、平成 27 年度より順次、更新時期が到来しており、引き続き各地方自治体においては、適切に対応願いたい。なお、本システムの運用経費については、各地方自治体の負担としてきているところであり、端末更新、端末更新後の新プログラムの制度改正対応等のための経費についても同様に各地方自治体の負担となるので留意すること。

また、電子レセプトシステムの動作保証 OS 等については、以下のとおりであるが、端末更新にあたってはセキュリティを確保するために延長サポート期限を考慮した新 OS 等に適応させる対応が必要となるので、ご留意願いたい。特に Windows Vista Business

については平成 29 年 4 月 11 日にサポート終了となるため、期日までには必ず更新等の対応を行うこと。

なお、電子レセプトシステムのプログラムについて改修・更新すること（クラウドサービスの利用を含む。）について、国に対して情報提供を行う必要はない。

（参考）生活保護等版レセプト管理システムの推奨動作保証 OS 等

	製品名	延長サポート期限
クライアント OS	Windows Vista Business	2017 (H29) /04/11
Office 製品	Office2007	2017 (H29) /10/10
サーバ OS	Windows Server 2008 Standard Windows Server 2008 Enterprise	2020 (H32) /01/14
データベース	Microsoft SQL Server 2008 Standard Microsoft SQL Server 2008 Enterprise	2019 (H31) /07/09

（新 OS 等に適応させる対応例）

1. 新 OS で動作するプログラムへ改修・更新を実施。
2. OS のサポート期限の影響を受けない各地方自治体のセキュリティ基準を満たすクラウドサービス（LGWAN-ASP 認定サービス等）を利用。

11 特定医療費（指定難病に対する医療費助成）の適正な活用

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成 26 年法律第 50 号）により特定医療費制度が創設され、平成 27 年 1 月 1 日に施行されたことに伴い、指定難病である難病患者に対する医療費については、特定医療費が医療扶助に優先して適用されることとなった。

これに伴い、平成 26 年度に医療扶助運営要領を改正し、新たに特定医療費の適用に向けた申請指導等の手続等を定めたところであるが、各地方自治体においては、他法他施策の活用の観点から、対応に遺漏なきようお願いする。

また、特定医療費については、平成 27 年 1 月 1 日施行分として 110 疾病が対象疾患とされたが、さらに、平成 27 年 7 月 1 日施行分として、新たに 196 疾患が追加されている。電子レセプトシステム上で、指定難病である可能性がある患者のレセプトを抽出するための抽出ルールデータを各地方自治体に提供しているので、活用いただきたい。

12 保険医療機関等の指定が取り消しされた場合の指定医療機関制度における対応の徹底について

改正生活保護法による指定医療機関制度の見直しにおいては、指定医療機関が健康保険法に規定する保険医療機関又は保険薬局（以下、「保険医療機関等」という。）でなくなった場合について、指定医療機関の指定を取り消すことができるものとされている。

しかし、保険医療機関等の指定取消が行われているにもかかわらず、指定医療機関制度の取消等の対応が行われていないケースが散見される場所である。

指定医療機関制度の見直しにおいては、医療扶助の適切な給付を担保するために、新たに保険医療機関等であることを指定要件（取消要件）としたところであるので、本趣旨を踏まえ、適切に対応していただくようお願いする。

なお、平成 27 年 4 月に各地方厚生（支）局健康福祉課に対し、保険医療機関等の指定取消が行われた場合に、各都道府県等本庁に対し情報提供を行っていただくよう依頼を行っているので、情報提供があった場合には、適切にご対応いただきたい。

13 柔道整復師の施術に係る医療扶助の適正な給付について

柔道整復の施術の給付に係る医師の同意の取扱いについては、これまでも「生活保護法による医療扶助における施術の給付について」（平成 13 年 12 月 13 日付社援保発第 58 号）等により周知徹底してきたところであるが、一部の福祉事務所において、施術を希望する者に対して、一律に、医療機関へ受診したうえでなければ施術を受けられない旨指導を行っている等の実態が見受けられるため、下記の取扱いについて、ケースワーカー等に対して、あらためて周知徹底を図るとともに、適切な取扱いがなされるよう指導をお願いする。

（医療扶助運営要領第 3 - 7）

- ・ 柔道整復師が打撲又は捻挫の患部に手当をする場合は医師の同意は不要
- ・ 柔道整復師が脱臼又は骨折の患部に応急手当をする場合は医師の同意は不要

(「生活保護法による医療扶助運営要領に関する疑義について」問20の2)

問 柔道整復については、打撲又は捻挫の患部に手当する場合や脱臼又は骨折の患部に応急手当をする場合は医師の同意は不要とされているが、医師の同意の必要性を判断するため、被保護者に事前に指定医療機関を受診させることとしてよいのか。

答 被保護者から柔道整復による施術の給付申請があった場合には、福祉事務所は、施術の給付要否意見書に必要事項を記載の上、指定施術機関において給付要否意見書の所要事項の記入を受けさせ、必要に応じて、医師の同意を求めるべきである。設問の場合、指定施術機関での施術を希望する被保護者に対して、合理的理由なく、事前に指定医療機関を受診するよう求めることは適当ではない。

また、平成22年度に会計検査院より、保険給付における柔道整復の療養費が十分な点検及び審査が行われていない事態があり、改善を図るべきとの指摘を受け、生活保護においても「柔道整復師の施術に係る医療扶助の適正な給付について」（平成23年3月31日付社援保発0331第7号）により、一層適正な処理を行うよう通知しているところであるので、上記の事項と併せて当通知についてもあらためて周知徹底を図るようお願いする。

14 通院移送費の適正な給付の徹底について

通院移送費については、療養に必要な最小限度の日数に限り、傷病等の状態に応じて経済的かつ合理的な経路及び交通手段により、最小限度の実費を給付することとしている。

各地方自治体におかれては、本取扱について再度確認の上、適切に周知を行う等、対応について遺漏なきようお願いする。

第4 地方自治体の体制整備等について

生活保護担当のケースワーカーの person 費については、従前より地方交付税により措置されているところであるが、平成28年度予算案においては、直近の保護動向を踏まえ、平成27年度と同じ配置数となる予定である。

地方自治体の福祉担当部局においては、地域の実情に応じて、ケースワーカーや査察指導員の必要な配置がなされるよう関係部局との調整を図られたい。

(参考) 平成28年度予算案

○ 地方交付税算定上の標準団体におけるケースワーカー数等

・ ケースワーカー 道府県 23人 市町村 16人

・ 査察指導員 道府県 4人 市町村 3人

※ 標準団体規模 (都道府県：人口20万人、市町村：人口10万人)

第5 平成28年度生活保護基準について

1 平成28年度の生活扶助基準について

生活扶助基準については、国民の消費動向等を総合的に勘案して毎年度の改定を行っている。

平成28年度の生活扶助基準については、国民の消費動向等を総合的に勘案し、27年度と同額とすることとしている。

2 その他

住宅扶助の住宅維持費、出産扶助（施設分べん）、生業扶助の技能修得費（高等学校等就学費を除く。）等については、それぞれの扶助等の性格を踏まえ、費用の実態等を勘案し、所要の改定を実施することとしている。

(参考) 平成28年度予算(案)における基準額(月額)の具体的事例

1. 3人世帯【33歳、29歳、4歳】

(月額：単位：円)

	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
生活扶助 (注1)	160,110	153,760	146,730	142,730	136,910	131,640
住宅扶助 (注2)	69,800	44,000	56,000	46,000	42,000	42,000
合計	229,910	197,760	202,730	188,730	178,910	173,640
就労収入が手元に残る額(勤労控除) (注3)	23,600	23,600	23,600	23,600	23,600	23,600
医療扶助、出産扶助等	上記額に加えて、医療、出産等の実費相当が必要に応じ給付される。					

注1 生活扶助の額には、冬季加算(VI区の月額×5/12)、児童養育加算を含む。

注2 住宅扶助の額は、1級地-1：東京都区部、1級地-2：福山市、2級地-1：熊谷市、2級地-2：荒尾市、3級地-1：柳川市、3級地-2：さぬき市とした場合の28年度における上限額の例である。

注3 就労収入が10万円の場合の例。

注4 学齢期の子がいる場合には、教育扶助として学用品費、教材代等が別途給付される。

2. 高齢者単身世帯【68歳】

(月額：単位：円)

	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
生活扶助 (注1)	80,870	77,450	73,190	71,530	68,390	65,560
住宅扶助 (注2)	53,700	34,000	43,000	35,000	32,000	32,000
合計	134,570	111,450	116,190	106,530	100,390	97,560
医療扶助、介護扶助等	上記額に加えて、医療、介護等の実費相当が必要に応じ給付される。					

注1 生活扶助の額には、冬季加算(VI区の月額×5/12)を含む。

注2 住宅扶助の額は、1級地-1：東京都区部、1級地-2：福山市、2級地-1：熊谷市、2級地-2：荒尾市、3級地-1：柳川市、3級地-2：さぬき市とした場合の28年度における上限額の例である。

3. 母子2人世帯【30歳、4歳】

(月額：単位：円)

	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
生活扶助 (注1)	145,040	140,300	132,810	130,500	124,570	120,630
住宅扶助 (注2)	64,000	41,000	52,000	42,000	38,000	38,000
合計	209,040	181,300	184,810	172,500	162,570	158,630
就労収入が手元に残る額(勤労控除) (注3)	23,600	23,600	23,600	23,600	23,600	23,600
医療扶助等	上記額に加えて、医療等の実費相当が必要に応じ給付される。					

注1 生活扶助の額には、冬季加算(VI区の月額×5/12)、児童養育加算、母子加算を含む。

注2 住宅扶助の額は、1級地-1：東京都区部、1級地-2：福山市、2級地-1：熊谷市、2級地-2：荒尾市、3級地-1：柳川市、3級地-2：さぬき市とした場合の28年度における上限額の例である。

注3 就労収入が10万円の場合の例。

注4 学齢期の子がいる場合には、教育扶助として学用品費、教材代等が別途給付される。

第6 生活保護関係予算について

1 生活保護費等負担金について

(1) 平成28年度予算案について

保護費負担金については、各扶助の給付実績を基に直近の被保護人員の伸び率等で必要額を算出。その上で、平成28年度診療報酬改定等の影響を勘案し、2兆8,711億円を計上している。

平成27年度当初予算	平成27年度補正後予算額	平成28年度予算案
2兆8,635億円	2兆8,339億円	2兆8,711億円

(2) 平成28年度の適正な執行について

生活保護費等負担金は、予算の効率的な執行の観点から、直近実績に基づき算出された各地方自治体の所要見込額に基づき交付しているところである。

平成28年度においても四半期ごとに所要見込額を把握することとしているので、各地方自治体においては、常に管内の保護動向等を注視し、適切に所要額を算出し、追ってお知らせする期限までに関係書類を提出していただくようお願いする。

(3) 生活保護費等負担金に係る適正な精算について

生活保護費等負担金の精算については、会計検査院の平成26年度決算検査報告において、返還金等債権に係る負担金の算定が適正に行われるよう処置要求されたところであり、これを受けて「生活保護費国庫負担金の精算に係る適正な返還金等の債権管理について」（平成22年10月6日社援保発1006第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）を平成27年12月8日付けで改正し、返還金等の調定額の計上、調定後の債権管理等を適正に実施するよう周知徹底をお願いしているところである。

各地方自治体におかれては、本通知の趣旨を踏まえ、返還金等の債権管理及び負担金の精算が適切に行われるよう改めて徹底されたい。

3 保護施設の運営等について

(1) 保護施設関係予算について

保護施設の運営費については、平成 27 年の人事院勧告を踏まえて保護施設事務費の支弁基準の改定を行い、27 年 4 月から適用することとしたところである。

また、平成 28 年度予算案においては、保護施設が取り組む各種事業の実施か所数の増等に必要な額を計上するとともに、保護施設事務費の支弁基準について所要の改正を行うこととしている。

平成 27 年度当初予算	平成 27 年度補正予算	平成 28 年度予算案
289 億円	294 億円	294 億円

保護施設の整備については、社会福祉施設等施設整備費補助金において、平成 27 年度補正予算に 60 億円（障害者関係施設及び保護施設分）、28 年度予算案に 70 億円（障害者関係施設及び保護施設分）の予算を計上している。

(2) 保護施設における精神障害者等の地域移行の推進について

保護施設においては、これまでも保護施設通所事業や居宅生活訓練事業の実施、精神保健福祉士を加配した場合の加算措置、障害者総合支援法に基づく地域移行支援の対象に救護施設及び更生施設入所者を追加するなど、地域移行に向けた支援や地域生活の定着に向けた支援を推進してきたところである。

また、平成 27 年 9 月に「生活保護を受給する長期入院精神障害者の地域生活への移行に向けた生活保護担当部局と障害保健福祉担当部局の連携強化について」（平成 27 年 9 月 2 日社援保発 0902 第 1 号、障障発 0902 第 1 号、障精発 0902 第 2 号、厚生労働省社会・援護局保護課長、障害保健福祉部障害福祉課長、精神・障害保健課長連名通知）を発出し、地域移行に向けた地方自治体や事業者（相談支援事業者、精神科病院、救護施設等）の役割や連携の流れなどについて、技術的助言を行ったところである。

生活保護担当部局におかれては、本通知を参考としつつ、障害保健福祉担当部局と連携し、精神科病院や救護施設等における障害者の地域移行に向けた取組の推進をお願いする。

(3) 障害者差別解消法の施行について

平成 25 年 6 月に障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成 25 年法律第 65 号。以下「障害者差別解消法」という。)が成立し、平成 28 年 4 月 1 日から施行の予定である。

この法律は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項や、国の行政機関、地方自治体等及び民間事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置などについて定めることによって、すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につながることを目的としている。

平成 27 年 11 月に、同法第 11 条に基づく「福祉事業者向けガイドライン」を策定し、事業者が障害者に対して不当な差別的取扱いをしないこと、社会障壁を取り除くための必要かつ合理的な配慮を行うために必要な考え方などをお示しし、各都道府県、指定都市及び中核市あてに管内保護施設等へのガイドラインの周知についてお願いしたところであるが、引き続き周知に努めていただくとともに、障害者の差別解消に向けた取組の推進をお願いする。

○「障害者差別解消法 福祉事業者向けガイドライン」掲載ホームページ
http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougai Shahukushi/sabetsu_kaisho/index.html

(4) 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく特定接種について

新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成 24 年法律第 31 号)に基づき、新型インフルエンザ等が発生した場合に「国民生活・国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者の従業員」等に対して先行的予防接種を行う特定接種の対象に「救護施設」で介護等を行う従業員が対象とされたところである。

特定接種に当たっては、救護施設の事業者(※)が WEB 上の厚生労働省の特定接種管理システムにおいて指定様式に必要な事項を入力することによって厚生労働大臣への登録申請を行うこととされている。

都道府県、指定都市及び中核市におかれては、平成 28 年 1 月に事務連絡によりお願いした「登録申請内容の確認業務」についてご協力いただくとともに、管内救護施設への必要な助言等についてお願いする。

※ 特定接種の申請に当たっては、新型インフルエンザ等発生時に係る業務継続計画(BCP)の作成が必要であることに留意。

(5) 建築基準法に基づく定期報告制度の見直しについて

今般、建築基準法に基づく建築物の定期報告制度が見直され、平成28年6月以降、救護施設及び更生施設の一部が定期報告の対象として位置づけられる。

各都道府県、指定都市及び中核市におかれては、管内市町村及び救護施設・更生施設に制度の周知を図るとともに、各地方自治体の建築部局と連携し、その運用に遺漏のないようお願いする。

<定期報告制度の概要>

- ・ 定期報告制度は、使用開始後の建築物が建築基準法の基準に適合していることを確かめることで、当該建築物の利用者の安全・安心を確保するための制度。具体的には、建築物の所有者又は管理者が、定期的に、建築物調査員などの資格者に調査をさせ、その結果を地方公共団体に報告することが義務付けられる（建築基準法第12条第1項）。
 - ・ 保護施設については、救護施設及び更生施設のうち以下のいずれかに該当するもの（当該用途に供する部分の床面積の合計が100㎡を超えるもの）が報告対象として位置づけ。
 - ① 当該用途が3階以上の階にある場合
 - ② 2階にある当該用途の床面積が300㎡以上の場合
 - ③ 当該用途が地階にある場合
- ※ 上記に該当しない場合も、地方自治体が報告対象として指定する場合あり。

第7 生活保護関係調査について

1 平成28年度生活保護関係調査の実施について

平成28年度に実施を予定している生活保護関係調査は、次の一覧表のとおりである。
被保護者調査の年次調査（基礎調査・個別調査）については、生活保護業務データシステムに7月末日現在のデータを登録していただきたい。

被保護者調査の月次調査についても、年次調査と同様に生活保護業務データシステムへのデータ登録をしていただくこととなるので、遅滞なくお願いしたい。

医療扶助実態調査については、平成23年調査より電子データでの提出となっており、平成28年度に関しても同様とさせていただきます。

社会保障生計調査については、例年どおり調査票（家計簿）での提出となっており、平成27年度から実施している地方自治体に関しては、引き続き、ご協力をお願いしたい。

2 提出期限の厳守について

各調査は、各都道府県、指定都市及び中核市の関係者のご理解、ご協力により実施されているが、一部の地方自治体からの提出が遅れると、結果として全体の集計に支障を来すこととなることから、集計作業を遅滞なく行うためにも、引き続き提出期限の厳守をお願いしたい。

平成28年度生活保護関係調査一覧

調査の名称	調査の対象		対象選定の方法	調査の周期及び時期	調査票等の提出期限
	地域的範囲	属性的範囲			
被保護者調査 【年次調査】基礎・個別 【月次調査】	全 国	被保護世帯 約163万世帯	全 数	年次調査 毎年7月31日現在 月次調査 毎月	年次調査 毎年9月10日 月次調査 翌月20日
医療扶助実態調査	全 国	医療扶助受給者	6月基金審査分 診療報酬明細書及び調剤報酬明細書	毎年7月	毎年8月中旬
社会保障生計調査	12都道府県 8指定都市 11中核市 (注)	被保護世帯 1,110世帯	抽 出	年度 4月から翌年3月まで	翌月末日
家庭の生活実態及び生活意識に関する調査 (平成28年度1回限り)	全 国	一般世帯 約3万3千世帯 被保護世帯 1,110世帯	抽 出	一般世帯 平成28年7月14日（木） 被保護世帯 社会保障生計調査の7月分と同時実施	平成28年8月31日 (水) を予定

(注) 調査対象地方自治体は、北海道及び東京都を除き、原則として2年毎に調査地域を交代することとしている。
※ これ以外に、生活保護費経理状況報告、生活保護費国庫負担金にかかる事業実績報告等経理関係データ及び各種特別調査が生活保護行政に広く活用されている。

3 生活保護基準・制度見直しに向けた調査等について

次期生活保護基準の検証（平成 29 年検証）及び生活保護制度全般を検証することを目的として、以下の内容を実施する予定である（以下の調査等のほか、生活保護基準の検証を行う生活保護基準部会における議論の内容等によって、必要な調査を追加する可能性もある。）。

(1) 家庭の生活実態及び生活意識に関する調査

一般世帯及び生活保護世帯の生活実態を調査し、今後の生活保護基準の検証や制度の見直しに係る基礎資料とする。

本調査は、生活保護世帯は平成 28 年度社会保障生計調査、一般世帯は平成 28 年国民生活基礎調査（所得票）のそれぞれ後続調査として、平成 28 年 7 月に同時に実施する予定としている。

地方自治体の皆さまに多大なご負担をおかけすることになるが、調査が円滑に行われるよう、ご協力をお願いするとともに格段のご配慮をお願いしたい。

なお、現在、平成 27 年度中の承認を目指して総務省承認申請中であり、承認後、速やかに実施通知を発出する予定である。そのため、総務省等との調整の結果、調査計画等が変更になる場合がある。その際には、速やかに情報を提供することとしているので、ご承知おき願いたい。

(2) 被保護者調査の調査項目の追加に伴うシステム改修

被保護者調査のシステムについて、平成 28 年度において、世帯類型が他の世帯から高齢者世帯へ移行した世帯数を把握するための改修、平成 27 年度の住宅扶助基準の改正に対応するための改修を行うこととしたい。

具体的には、厚生労働省が指定する調査項目の追加（別添参照）について、厚生労働省において「生活保護業務データシステム」の改修を、各地方自治体においては「生活保護基幹事務システム」の改修を行い、平成 29 年 4 月分調査より、改修後のシステムによる集計に移行したいと考えている。本改修については生活困窮者就労準備支援事業費等補助金の補助対象（業務効率化事業 補助率 1/2）となっており、補助金の申請手続も含めて遅滞なく対応いただき平成 29 年 3 月末までに改修を完了していただくようお願いしたい。

参考

平成 28 年家庭の生活実態及び生活意識に関する調査の概要（案）

1 調査の目的

生活保護世帯と一般世帯の生活実態の比較等を行うことにより、次期生活保護基準の検証及び今後の生活保護制度の検討に向けた基礎資料とする。

2 調査の対象

一般世帯・・・平成 28 年国民生活基礎調査の所得票を実施した世帯のうち 1,640 単位区（約 33,000 世帯）
生活保護世帯・・・平成 28 年度社会保障生計調査の調査世帯となっている生活保護世帯（1,110 世帯）

3 調査実施日

一般世帯：平成 28 年 7 月 14 日（木） ※平成 28 年国民生活基礎調査（所得票）と同時実施。
生活保護世帯：平成 28 年 7 月 ※平成 28 年度社会保障生計調査と同時実施。

4 調査事項

家庭の生活、普段の生活、耐久財の保有状況、親族・近隣とのおつきあい、レジャーや社会参加、家計の状況、育児・子育て・子どもの教育

5 調査の方法

調査票は調査員が世帯を訪問して配布し、留置の上、後日、調査員が回収する。ただし、やむを得ない場合のみ密封回収とする。

6 調査の系統

厚生労働省 — 都道府県 ————— 福祉事務所 — 調査員 — 世帯
┌ 市・特別区及び福祉事務所を設置する町村 ─┘

7 集計及び結果の公表

厚生労働省により集計を行い、その結果は「平成 28 年家庭の生活実態及び生活意識」に関する調査報告書」として公表する。

第8 審査請求等について

1 生活保護基準の改定に伴う審査請求について

平成25年度から3年程度かけて段階的に実施されてきた生活扶助基準の改定及び平成27年度に実施された住宅扶助及び冬季加算の改定に伴う保護変更決定処分の取消しを求める審査請求が全国で多数提起されており、その提起件数について、各自治体より毎月ご報告をいただいているところである。

平成28年度においても、これらの基準改定に関する審査請求の状況を把握する必要があることから、各自治体におかれては、従前どおり審査請求の提起件数について毎月ご報告いただくとともに、引き続き、適切に審査請求に係る事務を行っていただきたい。

2 改正行政不服審査法の施行について

平成26年6月13日に公布された行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「新行審法」という。）については、平成28年4月1日から施行することとされている。新行審法は、行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為（以下「処分」という。）に関する不服申立ての制度について、公正性や利便性の向上等を図る観点から、現行の行政不服審査法（昭和37年法律第160号。以下「旧行審法」という。）の全部を改正するものである。

新旧行審法のいずれが適用されるかについては、処分の効力発生時は、処分が相手方に到達した時点とされているので、新行審法が施行される平成28年4月1日以降に相手方に処分通知が届いていれば新行審法が適用され、平成28年3月31日以前に相手方に処分通知が届いていれば旧行審法が適用されることとなる。こうした解釈は、生活保護行政だけでなく、処分が行われる行政全てに共通するものであるので、ご承知おき願いたい。

なお、新行審法の施行に伴い、生活保護法及び地方自治法の一部が改正されることから、生活保護に関する事務に基づく処分についての審査請求及び再審査請求の根拠規定も一部変更されることとなるので、併せてご承知おき願いたい。

第9 保護の処分等に関する訴訟の取扱いについて

1 訴訟提起等の報告について

地方自治法に定める第一号法定受託事務について、地方自治体の行政庁を当事者とする訴訟が提起された場合は、「国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律」（昭和22年法律第194号。以下「権限法」という。）第6条の2の規定により、当該地方公共団体は、直ちにその旨を法務大臣（法務局・地方法務局）に報告しなければならないとされている。

そして、生活保護法第84条の4の別表に掲げる第一号法定受託事務に関する訴訟が提起された場合についても、「生活保護法に基づく保護の決定、実施に係る事務に関する訴訟の取扱いについて」（平成7年3月29日付け厚生省社会・援護局保護課長通知）により、権限法の規定に基づき、所管の法務局長又は地方法務局長へ報告し、訴訟の進め方について相談するとともに、当課への報告をお願いしているが、訴訟の提起及び訴訟経過の報告がないまま、判決に至るようなケースが散見されるところである。

生活保護法に規定する第一号法定受託事務に関する訴訟については、判決の内容如何によっては、生活保護法や保護の実施要領等の解釈及び運用に影響を及ぼすことがあり得ることから、厚生労働省としても、当該地方自治体や法務省、法務局（地方法務局）と連携しつつ、迅速に対応していくことが必要と考えている。各自治体におかれては、生活保護法の処分等に関する訴訟の提起及び訴訟経過については、直ちに法務局（地方法務局）に報告するとともに、当課にも報告するよう、改めて管内福祉事務所に対して周知徹底願いたい。

また、この取扱いについては、行政事件訴訟法による取消訴訟だけでなく、生活保護法に規定する第一号法定受託事務に関する損害賠償請求訴訟も対象に含むものであるので、ご留意願いたい。

なお、法定受託事務に関する訴訟の報告制度については、法務省ホームページにもその内容が記載されているので、適宜参照されたい。

(http://www.moj.go.jp/shoumu/shoumukouhou/kanbou_shomu_shomu09-1.html)

特に、生活保護基準の改定に伴う保護変更決定処分の取消しを求める訴訟が提起された場合（提起されるとの情報や訴訟代理人からの当事者照会など訴訟に関連する照会などがあつた場合も含む）は、速やかに厚生労働省にご一報頂くとともに、密な連携をお願いしたい。

なお、生活保護基準の改定に伴う保護変更決定処分の取消しを求める訴訟が提起された場合には、原告適格及び出訴期間の確認のため、原告である生活保護受給者に対する保護変更決定処分通知の内容及び日付、審査請求の提起日及び裁決日などの事実確認の作業についてご協力願いたい。

(参考) 国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律
第6条の2 地方公共団体の行政庁を当事者とする第一号法定受託事務に関する訴訟が提起されたときは、当該地方公共団体は、法務大臣に対し、直ちに、その旨を報告しなければならない。

2 法務大臣に対する訴訟の実施請求について

権限法第7条第1項の規定に基づき、地方自治体が被告となっている訴訟であつて、国の利害に係るものについては、法務大臣に対し、法務局又は地方法務局の職員に訴訟活動を行わせることを請求することができるものとされているところである。

今後、地方自治体を被告として、今般の基準改定に関する訴訟が提起された場合においては、厚生労働大臣が定める生活保護基準の適法性が主な争点となるものと想定されることから、権限法第7条第1項の規定に基づき、各法務局又は地方法務局に対して、訴訟の実施請求を行っていただくとともに、必要に応じて、当課へご相談いただくようお願いしたい。

(参考) 国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律
第7条 地方公共団体、独立行政法人その他政令で定める公法人は、その事務に関する訴訟について、法務大臣にその所部の職員でその指定するものに当該訴訟を行わせることを求めることができる。

第10 社会保障・税番号制度の導入について

社会保障・税番号制度の開始に当たって

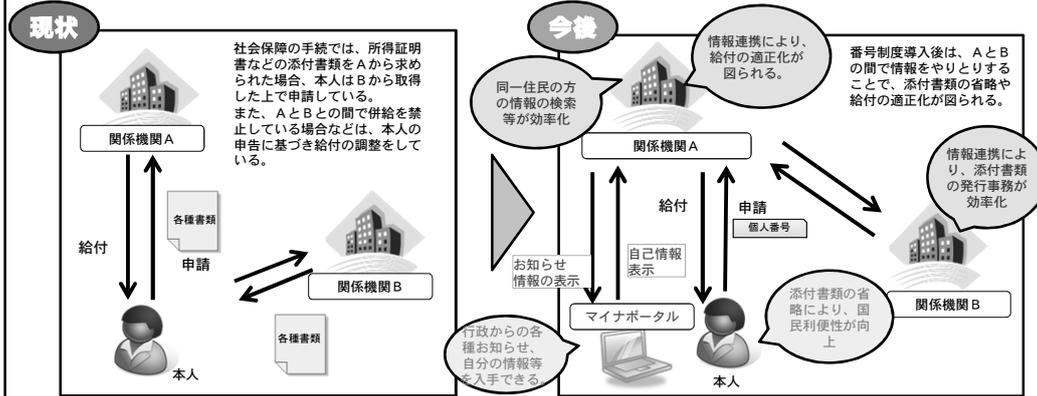
- 社会保障・税番号制度の導入により、地方公共団体において生活保護、児童手当、介護保険といった社会保障分野の事務に個人番号の利用が開始されています。
- 番号制度の開始に当たっては、番号の確認等の新たな事務が生じますが、制度導入により、同一の住民の方の情報を適切に管理することができるようになり、また、情報連携開始後は、各種給付事務などに必要な、他の機関の保有する情報を、オンラインで共有することが可能になる等の効果が期待されていますので、制度が円滑に運用されるよう、ご協力のほどよろしくお願いいたします。
- なお、各制度の詳細な事務の取扱いについては、昨年来、所管部局から事務連絡等を発出していますので、そちらもあわせて御確認の上、ご対応のほどお願いいたします。また、平成29年7月の情報連携開始に向け、引き続き、着実に準備を進めていただきますよう、お願いいたします



社会保障分野における制度導入の効果

○ 社会保障分野における番号制度導入により、例えば以下の効果が期待されます。

- ① 同一住民の情報の効率的な検索・管理 【28年1月～】
- ② 住民票・所得証明書等の添付書類の省略 【29年7月以降～】
⇒ 児童扶養手当の支給申請の際に、所得状況を証明する書類等の添付書類の省略が可能となる。
- ③ 異なる制度間における給付調整の確実性の向上 【29年7月以降～】
⇒ 特別児童扶養手当の支給申請の際に、障害を支給事由とする年金給付との併給調整をより確実に行うことが可能となる。
- ④ マイナポータルを活用したお知らせ情報の表示 【29年1月以降～】



番号利用・情報連携の概要 — 生活保護 —

地方公共団体向け情報の掲載場所

○厚生労働省ホームページ「政策について」→「分野別の政策一覧」→「他分野の取り組み」→「社会保障全般」→「地方公共団体の皆さまへ」
<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12600000-Seisakutoukatsukan/0000111355.pdf>

生活保護分野におけるマイナンバー利用・情報連携

主な手続の例	マイナンバーの利用 (番号利用法別表第1)	情報提供ネットワークシステムを利用した 他の行政機関等との情報連携 (番号利用法別表第2)
生活保護の申請の受理、審査、 保護の決定	生活保護の申請書にマイナンバーの記載欄を追加し、申請を受ける際に、対象者のマイナンバーを取得し、管理	保護の決定を行う際の必要な調査として、情報提供ネットワークシステムを利用して、地方税関係情報(転入前市町村から)、年金給付関係情報(日本年金機構から)、雇用保険給付関係情報(ハローワークから)等を取得

生活保護分野における番号利用・情報連携の手続例

例) 生活保護の申請の受理、審査、保護の決定

※想定されるパターンのいくつかを例示したもの。本資料を参考に各自自治体に応じた具体的なフローを検討されたい。また、本人確認措置を行う主体については記載を省略している。

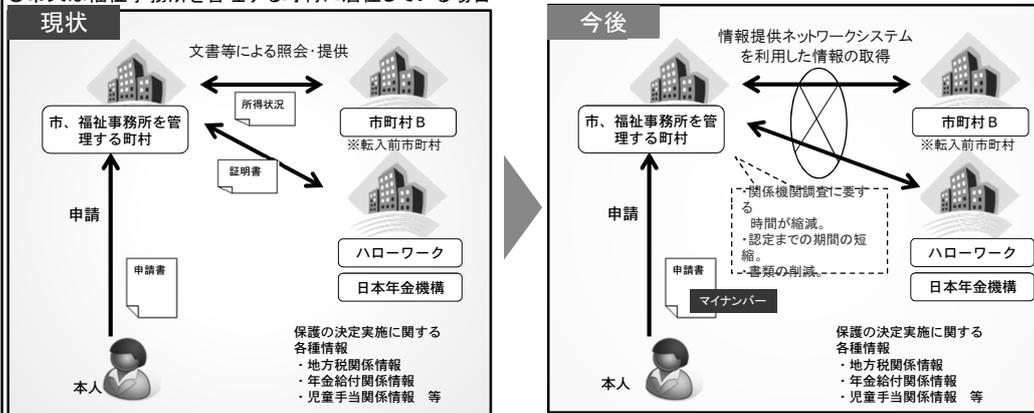
1. 番号利用の概要

生活保護の申請書にマイナンバーの記載欄を追加し、申請を受ける際に、対象者のマイナンバーを取得し、管理することとなる。

2. 情報連携の概要

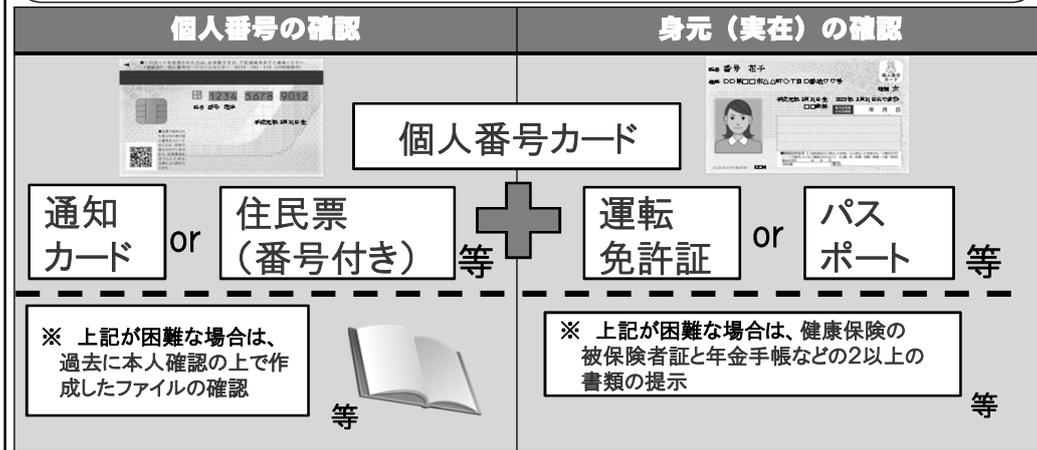
保護の決定を行う際の必要な調査として、上記により取得したマイナンバーにより、情報提供ネットワークシステムを利用して、他の行政機関等から、地方税関係情報(転入前市町村から)、年金給付関係情報(日本年金機構から)、雇用保険給付関係情報(ハローワークから)等を取得する。

○市又は福祉事務所を管理する町村に居住している場合



本人確認の事務について

- 個人番号を本人から提供を受けるときは、個人番号の提供を受ける都度、**個人番号の確認**(正しい番号であることの確認)と**身元確認**(番号の正しい持ち主であることの確認)を行う**本人確認の措置**が必要です。
- このため、個人番号を含む申請を受け付ける場合は、原則、**住民の方が、通知カード等の個人番号が記載された書類等を持参いただく必要があります**ので、引き続き、周知のほどよろしく申し上げます。
- なお、これらの方法が困難な場合には過去に本人確認を行って作成したファイルで番号の確認を行うことなども認められます。



業務システム改修に係る国庫補助等について①

1 補助対象団体

都道府県及び市町村(特別区を含む。以下同じ。)

※ 介護保険等の一部事務組合又は広域連合(以下「一部事務組合等」という。)も対象。

2 補助対象システムと対象経費等

(1) 補助対象システム

- ① 都道府県・・・生活保護、障害者福祉、児童福祉、健康管理のシステム
- ② 市町村・・・生活保護、障害者福祉、児童福祉、国民健康保険、後期高齢者医療(市町村分)、介護保険、健康管理、国民年金のシステム

(2) 対象経費

社会保障・税番号制度導入に必要な業務システムの改修(番号対応部分)に係る経費。

表 各年度事業における対象経費

事業	対象経費
26年度事業	システム設計、プログラム開発・単体テスト
27年度事業	プログラム結合・総合テスト、団体内連携テスト(注1)
28年度事業	総合運用テスト(注2)

(注1) 27年度に交付申請を行っていない自治体(27年度に交付申請を行っていても申請額が基準額を下回る自治体も含む。)は、28年度に27年度事業分(プログラム結合・総合テスト、団体内連携テスト)の申請が可能。

(注2) 総合運用テストについては、内閣官房社会保障改革担当室で管理・運営しているDigital PMOにおいて昨年8月25日に公表の「情報提供ネットワークシステム等 テスト全体方針書 第02.01版」に詳細な記載あり。

※ 26年度事業分(システム設計、プログラム開発・単体テスト)の繰越については、27年度までの繰越に限ることに留意。パッケージソフトの場合であっても、番号対応部分に係る対象経費を抽出した上で、上記区分に分けて申請する必要あり。

業務システム改修に係る国庫補助等について②

(3) 社会保障・税番号制度導入に必要なシステム改修の例

- 個人番号利用に伴う表示機能(画面、帳票)の改修
 - データベースにおけるデータ項目の追加
 - 個人番号による検索機能の追加
 - 情報連携に伴う業務プログラムの改修
(中間サーバーへの情報提供データの抽出、情報照会内容の表示等) 等
- ※ 中間サーバ・ハードウェアの整備経費等を除く。

3 補助額

- 補助対象経費として厚生労働大臣が認めた額の 2/3(国民年金、及び障害者福祉のうちの特別児童扶養手当については、10/10)
※ 千円未満の端数は切り捨て、地方負担分(1/3)については、普通交付税及び特別交付税措置。
- 国庫補助基準額は、予算の範囲内において、想定事業費を基礎として人口規模及びシステム類型に応じた標準的な費用として算出。
- 基準額は、人口規模で公平に算出するため、単純に人口規模区分に当てはめるのではなく、自治体の人口数に応じて基準額が増加するように算出。また、1次交付、2次交付以降を通じて同様の算出方法とすることで、公平に算出。
- なお、基準額は、一般分及び国民年金・特別児童扶養手当分の区分で設定。各自治体は、当該区分ごとの配分額の範囲内で、システム別に事業費を配分し交付申請することが可能。

業務システム改修に係る国庫補助等について③

4 28年度予算政府案

28年度はシステム改修に必要な経費(総合運用テスト分)を要求。

■国庫補助の対象

番号制度の導入に係る地方公共団体のシステム整備(下記システム)について、平成26年度から平成28年度にかけて国庫補助を措置。

(単位:億円)

項目		H26	H27	H28(案)
社会保障システム (国民年金、国民健康保険、後期高齢者医療、障害者福祉、児童福祉、生活保護、介護保険、健康管理)	事業費	271.1	225.3	209.3
	国庫補助	185.3	154.2	143.4

■国庫補助率

・補助率 = 2/3 : 国民健康保険、後期高齢者医療(市町村分※)、障害者福祉(特別児童扶養手当を除く)、児童福祉、生活保護、介護保険、健康管理
※後期高齢者医療広域連合については別途国庫補助を実施。

・補助率 = 10/10 : 国民年金、特別児童扶養手当

■社会保障システムの地方負担分(1/3)については、普通交付税及び特別交付税措置。

平成27・28年度システム整備費補助金の交付スケジュール

○ 平成28年度においては、当初交付決定通知を8月を目途に実施する予定。

	平成27年度補助金	平成28年度補助金
第1四半期	4/21 交付要綱・実施要綱発出 4/21 当初申請に係る基準額内示 5/29 当初交付申請(原本)提出期限	4月上旬 交付要綱・実施要綱発出 4月中旬 当初申請に係る基準額内示 5月下旬 当初交付申請(原本)提出期限
第2四半期		8月 当初交付決定通知 9月 変更申請に係る基準額内示
第3四半期	10/28 当初交付決定通知 11/16 変更申請に係る基準額内示 12/18 変更申請に係る交付申請(原本)提出期限	10月 変更申請に係る交付申請(原本)提出期限 12月 変更申請に係る交付決定通知
第4四半期	1月 変更申請に係る交付決定通知 2月中旬 実績報告提出依頼 3月下旬 実績報告提出期限	1月 実績報告提出依頼 3月下旬 実績報告提出期限
出納整理期	【全ての契約が年度内に完了した場合】 4月中旬 確定通知送付 4月下旬 交付額確定・精算 【全ての契約が年度内に完了しなかった場合】 繰越額確定計算書依頼 (電子媒体:4月上旬、原本:4月中旬) 地方繰越(翌債)申請及び事業完了予定日変更報告提出 (電子媒体:2月中旬、原本:3月下旬) 4月下旬 年度終了報告提出 (電子媒体:3月上旬、原本:4月下旬)	同左

見積書を確認する際のチェックポイント (例)

○ 番号制度導入に伴う業務システム改修経費の見積書を確認する際には、以下の事項にも留意して十分な精査を行うようお願いする。

- 1 「システム改修費一式」ではなく、詳細な内訳を提出させる
作業工程(設計、開発、テストなど)毎に、作業項目、作業者(SE、プログラマなど)と工数(人月、人日など)がわかる内訳を提出させ、特に以下の点に注意して内訳を確認する。
 - ① 不要な作業項目が記載されていないか。
 - ② 作業項目毎の作業者と単価が適正か、また、妥当な工数となっているか。
- 2 見積根拠資料の確認(デジタルPMOの活用)
ベンダーにどの情報に基づき見積もったのか確認する。(見積にはデジタルPMO掲載情報に基づいた積算が不可欠であり、確認不足による過大なリスクを計上していないか確認する必要がある。)
- 3 庁内情報システム部門と連携した体制を整備する
社会保障部門の担当者のみならず、作業者や工数、単価の妥当性を判断できる情報システム部門の担当者も含めた体制を整備し、共同で見積を精査する。
- 4 庁内の先行システムや他の自治体における類似事例との比較
 - ・ 庁内で既に番号制度のシステム改修に着手しているシステムや、必要に応じて人口規模・システム類型が同じ他の自治体システムの見積と比較し、それら見積との違いをベンダーに説明させる。
 - ・ 複数者から見積を取得し、それぞれ比較した上で真に必要な作業項目、単価、工数を見極める。

(参考) 社会保障・税番号制度導入に向けた地方公共団体関係のスケジュール

